

# 図解でわかる！ M&A 会計 日本基準と IFRS

## 第 8 回 のれんの減損

あらた監査法人 公認会計士 清水 毅

### はじめに

M&Aに関する日本の会計基準については、企業会計基準委員会が2008年12月に「企業結合に関する会計基準」および「連結財務諸表に関する会計基準」を改正し（以下「改正日本基準」）、国際財務報告基準（以下「IFRS」）については国際会計基準審議会（IASB）が2008年1月に国際財務報告基準（IFRS）第3号「企業結合」および国際会計基準（IAS）第27号「連結及び個別財務諸表」を改正しています（以下「改正IFRS」）。このシリーズでは、M&A会計について、日本基準の改訂、IFRSの改訂、日本基準とIFRSとの違いにスポットをあて解説しています。第8回（本稿）では、「のれん」の減損について解説します。なお、文中意見にかかわる箇所は筆者の個人的見解です。

### 1. 「のれん」に関する規定

このシリーズの第1回、第5回でも解説しましたが、「のれん」に関する基準についてここで簡単にまとめておきます。

#### (1) 改正日本基準における「のれん」に関する主たる変更点

- 持分プーリング法が廃止され、第三者との取引においてはパーチェス法を用いることになったので、M&Aにおいて常に「のれん」が計上されることになりました。
- 負の「のれん」については、資産・負債等の見直しを行った後に、当期の損益に計上することになりました。
- パーチェス法を用いるにあたり、まず資産として計上すべき「無形資産」「研究開発費」等を認識し、最後の差額が「のれん」として計上されます。

#### (2) 改正IFRSにおける「のれん」に関する主たる変更点

- 少数株主に対する「のれん」も計上する「全部のれん」も認められるようになりました。

### (3)「のれん」に関する改正日本基準と改正 IFRS の差異

- 改正日本基準において正の「のれん」は引き続き定期償却していきますが、IFRS においては、定期償却はありません。ただし「のれん」に対する減損会計はどちらも要求されます。
- 改正 IFRS においては、原則「全部のれん」または「購入のれん」が計上されますが、改正日本基準では、親会社持分に対応する部分である「購入のれん」のみが計上されます。
- 子会社株式の追加取得をした場合、改正日本基準においては、「のれん」の追加計上となりますが、改正 IFRS においては、差額は資本の調整とされます。

【図表 1】「のれん」に関する基準・まとめ

|         | IFRS             |        | 日本基準            |        |
|---------|------------------|--------|-----------------|--------|
|         | 改正前              | 改正後    | 改正前             | 改正後    |
| 正のれんの償却 | 定期償却はなし(減損の適用あり) | 変更なし   | 定期償却あり(減損の適用あり) | 変更なし   |
| 負ののれん   | 定期償却はなし(一括利益処理)  | 変更なし   | 定期償却            | 一括利益処理 |
| 全部のれん   | 適用なし             | 選択適用あり | 適用なし            | 変更なし   |
| 無形資産    | 計上する             | 変更なし   | 計上できる           | 計上する   |

## 2. 日本基準による「のれん」の減損

「のれん」の減損については、企業会計審議会が公表した「固定資産の減損に係る会計基準」(以下「減損会計基準」)および企業会計基準委員会が公表した企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(以下「減損適用指針」)において規定されています。

減損適用指針では、「のれん」を認識した取引において取得された事業の単位が複

数である場合には、「のれん」の帳簿価額を合理的基準にもとづき分割します。

分割されたのれんの減損は、以下に記載のプロセスで行うものとしています。

なお、いずれの場合にも、減損損失の戻入は行わないとしています。

#### (1) のれんを含むより大きな単位による方法(原則)

「のれん」の減損は、原則として、「のれん」が帰属する事業に関連する複数の資産グループに「のれん」を加えた、より大きな単位で判定を行います。減損適用指針によれば、当該単位において、①減損の兆候を把握し、②減損損失の認識の判定を行い、③減損損失を測定します(【図表2】参照)。

#### 【図表2】 のれんの減損－日本基準－より大きなグルーピングで行う場合

(設例)事業Xに属する資産グループA, B, Cのそれぞれの帳簿価額は100, 200, 120であり、割引前将来キャッシュ・フローは130, 210, 100であり、回収可能価額は、120, 190, 70であり、事業Xの買収により生じたのれんの帳簿価額は80である。

| STEP1 事業Xに属する資産グループごとの減損損失の認識の判定および測定 |     |     |     |     |     |     |
|---------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|                                       | A   | B   | C   | 小計  | のれん | 事業計 |
| ①帳簿価額                                 | 100 | 200 | 120 | 420 | 80  | 500 |
| ②割引前CF                                | 130 | 210 | 100 | 440 | —   | 440 |
| ③減損の認識                                | しない | しない | する  |     |     |     |
| ④回収可能価額                               | 120 | 190 | 70  | 380 | —   | 380 |
| ⑤減損損失                                 | —   | —   | ▲50 | ▲50 |     |     |
| ⑥減損処理後簿価                              | 100 | 200 | 70  | 370 | 80  | 450 |

**STEP2 事業Xに属するのれんを含む、より大きな単位での減損損失の認識の判定および測定**

|                      | A   | B   | C   | 小計  | のれん | 事業計  |
|----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| ①帳簿価額                | 100 | 200 | 120 | 420 | 80  | 500  |
| ②割引前 CF              |     |     |     |     |     | 440  |
| ③減損の認識               |     |     |     |     |     | する   |
| ④回収可能価額              |     |     |     |     |     | 380  |
| ⑤減損損失                | —   | —   | ▲50 | ▲50 | ▲70 | ▲120 |
| ⑥資産グループごとの減損処理後の帳簿価額 | 100 | 200 | 70  | 370 | 10  | 380  |

① 減損の兆候

適用指針によれば、以下の事象が生じた場合に減損の兆候があるとしています。

- a) 営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスの場合
- b) 使用範囲または方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合
- c) 経営環境の著しい悪化の場合
- d) 市場価格の著しい下落の場合

なお、「のれん」の減損の兆候の判定については、「のれん」を含むより大きな単位について、上記a)からd)における事象がある場合は、「のれん」に減損の兆候があることとなり、より大きな単位で減損損失を認識するかどうかの判定を行います。

② 減損損失の認識の判定

減損損失の認識の判定においては、「のれん」を含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額に「のれん」の帳簿価額を加えた金額と、割引前将来キャッシュ・フローの総額とを比較します(【図表2】参照)。

③ 減損損失の測定

減損損失の測定については、資産グループごとに行い、その後、より大きな単位で行うため、「のれん」を含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額に「のれん」の帳簿価額を加えた金額を、より大きな単位の回収可能価額まで

減額します。「のれん」を加えることによって算定される減損損失の増加額は、原則として「のれん」に配分します(【図表2】参照)。

## (2) のれんの帳簿価額を各資産グループに配分する方法

「のれん」の帳簿価額を当該「のれん」が帰属する事業に関連する資産グループに合理的な基準で配分することができる場合には、この方法によることも認められます。

この場合、「のれん」に減損の兆候があるかどうかにかかわらず、その帳簿価額を各資産グループに配分することとなり、当該配分された各資産グループに上記a)からd)における事象がある場合、減損の兆候があることとなります。

減損適用指針によれば、「のれん」の帳簿価額を各資産グループに配分する方法を採用した場合には、当該配分された各資産グループにおいて、①減損の兆候を把握し、②減損損失の認識の判定を行い、③減損損失を測定します。減損損失の測定においては、各資産グループについて認識された減損損失(各資産グループの帳簿価額に「のれん」の帳簿価額を配分した額を加えた金額と、回収可能価額との差額)は、「のれん」に優先的に配分し、残額は、帳簿価額にもとづく比例配分等の合理的な方法により、当該資産グループの各構成資産に配分します(【図表3】参照)。

**【図表3】 のれんの減損—日本基準—資産グループに配分した場合**

(設例)事業Xに属する資産グループA, B, Cのそれぞれの帳簿価額は100, 200, 120であり, 割引前将来キャッシュ・フローは130, 210, 100であり, 回収可能価額は, 120, 190, 70であり, 事業Xの買収により生じたのれんの帳簿価額は80である。のれんの配分額は, それぞれ, 20, 40, 20とする。

|             | A   | B   | C   | 小計      | のれん | 事業計  |
|-------------|-----|-----|-----|---------|-----|------|
| ①帳簿価額       | 100 | 200 | 120 | 420     | 80  | 500  |
| ②のれんの配分     | 20  | 40  | 20  | 80      | ▲80 | 0    |
| ③のれん配分後帳簿価額 | 120 | 240 | 140 | 500     | —   | 500  |
| ④割引前CF      | 130 | 210 | 100 | 440     | —   | 440  |
| ⑤減損の認識      | しない | する  | する  |         | —   |      |
| ⑥回収可能価額     | 120 | 190 | 70  | 380     | —   | 380  |
| ⑦減損損失       | —   | ▲50 | ▲70 | (注)▲120 |     | ▲120 |
| ⑧減損処理後簿価    | 120 | 190 | 70  | 380     | —   | 380  |

(注)減損損失▲120のうち, ▲60はのれんの減損として計上され, ▲60がBおよびCの資産グループの各構成資産の減損として計上されます

### 3. IFRSによる「のれん」の減損

国際会計基準第36号「資産の減損」(以下「IAS36」)では, まず, 減損テストの目的上, 企業結合により取得した「のれん」は, 取得日以降, 取得企業の資金生成単位(日本基準における資産グループ)または資金生成単位グループ(日本基準における複数の資産グループ)で, 企業結合のシナジーから便益を得ることが期待されるものに配分すると規定している。この場合の減損損失の認識および測定は, 次のようにすると

されています。

(1)「のれん」が配分されている資金生成単位または資金生成単位グループについて、毎年(減損の兆候がある場合にはいつでも)、「のれん」を含む当該単位の帳簿価額と回収可能価額との比較により減損テストを行います。また、減損の兆候のあるなしにかかわらず、最低、年に一度減損テストを行います。

(2)当該単位の帳簿価額が回収可能価額を上回っている場合、次の順序にしたがって当該単位の資産の帳簿価額を減少させるように減損損失を計上します(【図表4】参照)。

#### 【図表4】のれんの減損—IFRS

(設例)事業Xに属する資金生成単位A, B, Cのそれぞれの帳簿価額は100, 200, 120であり、回収可能価額は、120, 190, 70であり、事業Xの買収により生じたのれんの帳簿価額は80である。のれんの配分額は、それぞれ、20, 40, 20とする。

|             | A   | B   | C   | 小計   | のれん   | 事業計  |
|-------------|-----|-----|-----|------|-------|------|
| ①帳簿価額       | 100 | 200 | 120 | 420  | 80    | 500  |
| ②のれんの配分     | 20  | 40  | 20  | 80   | —     | 80   |
| ③のれん配分後帳簿価額 | 120 | 240 | 140 | 500  | —     | 500  |
| ④回収可能価額(注1) | 120 | 190 | 70  | 380  | —     | 380  |
| ⑤減損の認識      | しない | する  | する  |      | —     |      |
| ⑥減損損失       | —   | ▲50 | ▲70 | ▲120 | (注1)— | ▲120 |
| ⑦減損処理後簿価    | 120 | 190 | 70  | 380  | —     | 380  |

(注1) 減損損失 ▲120のうち、▲60はのれんの減損として計上され、▲60がBおよびCの資金生成単位の各構成資産の減損として計上されます。

- ① 最初に、当該単位に配分された「のれん」の帳簿価額を減額します。
- ② 次に、当該単位内の各資産の帳簿価額にもとづいた比例按分によって、当該単位内のそのほかの資産に対して配分します。ただし、この場合の資産の帳簿価額は売却費用控除後の公正価額や使用価値が算定可能な場合は、これらを下回ってはなりません。

IAS36 では、「のれん」について認識された減損損失は、以後の期間において戻し入れないとしています。

#### 4. 日本基準と IFRS の違い

「のれん」の減損に関して、日本基準と IFRS の主たる差異は以下のとおりです。

- IFRS においては、減損の兆候の有無に係わらず、最低年に一度は減損テストを行います。
- IFRS においては、原則として資金生成単位まで、「のれん」を配分して、減損の判定を行います。
- IFRS において、減損テストは、回収可能価額（将来割引後キャッシュ・フローまたは売却費用控除後の公正価値）と比較して判定します。すなわち、日本基準のような割引前将来キャッシュ・フローを用いた認識と回収可能価額・用いた測定の2段階ではなく回収可能価額認識と決定の両方に用いることになります。

【図表5】のれんの減損・まとめ

|                   | 改正日本基準   | 改正 IFRS   |
|-------------------|--|---|
| のれんをさらに分割するか否か    | のれんを含む、より大きな単位での判定が原則。資金生成単位にのれんの簿価を配分する方法も認められる。  | 資金生成単位にのれんの簿価を配分する方法が原則。できない場合に、結果として、のれんが関連するが配分できないような、多くの資金生成単位から構成される場合がある。 |
| 減損損失の認識の判定(減損テスト) | のれんを含む、より大きな単位において、のれんを含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の簿価にのれんの簿価を加えた金額と、割引前将来キャッシュ・フローの総額とを比較する。                                       | 各資金生成単位の帳簿価額にのれんの帳簿価額を配分した額を加えた金額と、回収可能価額とを比較する。                                |
| 減損テストの頻度          | 減損の兆候がある場合   | 毎年+減損の兆候がある場合   |
| 減損損失の測定           | のれんを含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額を、より大きな単位の回収可能価額まで減額し、差額を減損損失として認識する。のれんを加えることによって算定される減損損失の増加額は、原則としてのれんに配分する。 | のれんを含む資金生成単位の帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として認識する。まず、最初に、当該単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額する。        |
| 減損損失の戻入れ          | 認められない。  | 同 左   |

(注)企業会計基準委員会・「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」より抜粋(一部修正)

この記事は、『週刊 経営財務』 2942号(2009年11月16日)にあらた監査法人として掲載したものです。発行所である税務研究会の許可を得て、あらた監査法人がウェブサイトに掲載しているものですので、ほかへの転載・転用はご遠慮ください。

© (2010) PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. “PricewaterhouseCoopers” refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.